平成３０年（フ）第５２号
熊本県宇土市築籠町39番地　袋内団地２棟14号
債務者　西山　ミチ
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成３０年（フ）第２５号
青森市富田２丁目15番２号
債務者　工藤　裕基
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成３０年（フ）第２４９号
名古屋市中村区畑江通９丁目39番地の１　グランドハイツ西村606号、従前の住所名古屋市中村区向島町５丁目66番地の１　県営向島住宅２棟205号
債務者　太田　直輝
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第１８２６号
名古屋市緑区桶狭間清水山523番地　ヴァルム101号
債務者　富永江梨子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第１８６４号
愛知県尾張旭市印場元町１丁目15番地２　ＶＩＬＬＡ印場の丘21・206号、従前の住所愛知県豊田市北一色町山洞773番地28
債務者　泉　久美子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成３０年（フ）第５８号
熊本市東区戸島西４丁目１番108号　ひかり荘２号
債務者　岡本　良子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成３０年（フ）第９号
松江市東出雲町下意東3151番地３　ワコウホーム
債務者　中川　直人
1　決定年月日時　平成30年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
松江地方裁判所民事部
平成３０年（フ）第１３２７号
神奈川県横浜市緑区長津田みなみ台７丁目28－８
債務者　小林　央美
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３４４号
埼玉県和光市白子１丁目18―13　ホープハイツＣ101
債務者　中村　一也
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１３７９号
千葉県千葉市美浜区高洲２丁目３番９棟306号
債務者　棚橋　市郎
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１４２８号
東京都府中市清水が丘３丁目26―24
債務者　岡村麻結子
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１４２９号
東京都渋谷区代々木５丁目42―13―101
債務者　川村　健人
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１４３０号
東京都北区浮間４丁目12―14―405
債務者　桜田　一明
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１４３１号
東京都練馬区練馬３丁目１―10―605
債務者　勝俣　圭介
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（フ）第１４４１号
東京都足立区千住東１丁目25－５　ジョイコーポ北千住Ｂ　308
債務者　大森　敏孝
1　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部